

障害支援区分 利用できるサービス一覧

在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、支給決定の段階で障がい者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握した上で支給決定を行います。お気軽に満日の里にご相談ください。

在宅で利用する訪問や通所のサービスを使いたい時は

平成27年5月作成

サービスの名称／障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
移動支援	○	○	○	○	○	○	○
居宅介護(ホームヘルプ)		○	○	○	○	○	○
短期入所(ショートステイ)		○	○	○	○	○	○
行動援護				○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
重度障害者等包括支援							○

事業所等で昼間の活動を支援するサービスを使いたい時は

サービスの名称／障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
児童デイサービス	○	○	○	○	○	○	○
自立訓練	○	○	○	○	○	○	○
就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
就労継続支援	○	○	○	○	○	○	○
日中一時支援	○	○	○	○	○	○	○
地域活動支援センター	○	○	○	○	○	○	○
生活介護			○※1	○※2	○	○	○
療養介護						○	○

※1 在宅で50歳以上、※2 施設入所者50歳以上

入所施設等で住まいの場を提供するサービスを使いたい時は

サービスの名称／障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
共同生活援助(グループホーム)	○	○	○	○	○	○	○
施設入所支援				○※	○	○	○

※50歳以上

障害支援区分調査とは

認定調査票には、基本調査と特記事項があります。

基本調査とは、歩行等移動の状況、立ち上がり等動作の状況、排尿・排便等介護の状況、衣服の着脱・金銭の管理等身辺状況、視力・説明の理解等コミュニケーションの状況、昼夜逆転・異食等行動の状況、多動行動や停止等行動関連状況、反復的行動等精神関連状況、じょくそうの処置等医療状況、調理・買い物等生活関連状況など80項目に渡り、できる・できない(3択から5択)の選択式調査です。(この調査結果に基づき一次判定を行います。)

特記事項は、基本調査80項目に対応した記述式の調査票で、基本調査には表せない、障害福祉サービスの必要性に影響を与える事項を記載します。審査会で判定する際に重要な資料となります。以上の一次判定結果、特記事項に医師意見書を加えて、審査会で二次判定を行います。

概況調査票は、審査会における障害支援区分の審査判定ではなく、支給決定における勘案事項の1つである「当該障害者等の介護を行う者の状況」を勘案する資料となります。具体的には、外出の頻度や社会活動の状況に関する地域生活関連事項、就労状況・希望等に関する就労関連事項、日中活動関連事項、介護者関連事項、居住関連事項及び現在のサービス利用状況となります。

(詳しくは担当者にお尋ねください)